

平成26年度税制改正②

平成26年8月12日

Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

☆ 当事務所のお盆休みは8月14日(木)から8月17日(日)までとなっております。何とぞご了承下さい。

今月は今年度の税制改正のうち、生産性向上設備投資促進税制と給与等が増加した場合の税額控除、試験研究費にかかる税額控除など、法人税関係の優遇税制についてお伝えしたいと思います。

1 生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法の制定に伴い、青色申告書を提出する法人が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち、一定規模以上のもの（特定生産性向上設備等）を取得し、事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及び構築物については25%）の特別償却を行うか、その取得価額の4%（建物及び構築物については2%）の税額控除（当期の法人税額の20%を上限）を選択することができるようになりました。

平成28年3月31日までに取得した場合には、取得価額全額を一時に償却できる即時償却も可能となっています。

この制度は投資を行う設備により、次のA類型とB類型に分かれており、必要書類・手続きにも違いがあります。

(イ) A類型：先端設備

先端的な設備要件を満たす、機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備及びソフトウェアが該当し、最新モデルであることが条件の一つになっています。この制度の適用には各工業会等が発行した「証明書」が必要です。

この「証明書」はメーカーを通じて、各工業会に申請し、取得します。最近はすぐに発行されることが多いようですが、時間的には多少余裕を持った方がよいと思います。

(ロ) B類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物及びソフトウェアが該当します。

この制度を利用するには、公認会計士または税理士による「事前確認書」が必要で、それを添付して経済産業局に申請します。事前確認では、投資計画の金額・内容についてのチェック、生産性が向上する割合の計算チェックなどを要求されています。

この事前確認書を添えて、会社から経済産業局に申請します。経済産業局では一ヶ月以内に回答をすることになっていますが、時間的余裕を持って申請することが必要です。

このB類型では、対象設備の購入は経済産業局の確認が下りた後であることが必要です。逆になりますと、特別償却・税額控除が認められません。ということは、設備を購入して

しまってからでは手遅れということですので、設備投資計画がある場合は、必ず当事務所までお知らせ下さい。

2 給与等が増加した場合の法人税の特別控除

青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、

- ① 制度適用初年度の前年度（基準年度）と比較して給与等支給額が一定割合増加
- ② 給与等支給額の合計が前事業年度を下回らないこと
- ③ 継続雇用者に対する平均給与等支給額が前年給与等支給額を超えること

以上のすべてを満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の10%相当額の特別税額控除(法人税額の10%（中小企業者は20%）を上限)ができる制度です。

適用期限は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度となります。この制度は今年の4月決算会社から適用可能となっていますが、規模の大きい会社では数百万円単位の節税になるところがあり、当事務所でも該当しそうな会社については必ず適用の可否について検証を行って、適用の漏れがないかを確認しています。

①増加割合について

当初5%とされた雇用者給与等支給増加割合の要件が次の適用年度の区分に応じて条件が緩和されました。

- (イ) 平成27年4月1日前の開始年度：2%以上
- (ロ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度：3%以上
- (ハ) 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度：5%以上

②給与等支給額について

給与等支給額は、国内の事業所に勤務する法人の雇用者に対する給与等が対象となります。給与等には社員のみならずパート、アル

バイト、嘱託等への給与の支払いすべてが含まれます。しかし、派遣社員、出向元が給与を負担する出向者等に対する支払いは含まれません。出向に限らず他社から給与等に充てるため支払いを受けた場合には、その金額を控除します。また、法人の雇用者からはその法人の役員とその役員の特殊関係者は除かれます。

③「継続雇用者に対する給与等」について

継続雇用者とは前年度と当年度のいずれにおいても雇用保険の一般被保険者であった従業員をいい、当年度に採用された従業員や、前年度において退職あるいは継続雇用制度の対象者となった従業員は含みません。実務的にはこの計算がとても煩雑です。

3 試験研究費が増加した場合の税額控除制度の変更

試験研究費にかかる税額控除については、増加額に係る特別税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費に係る特別税額控除（高水準型）を選択適用できる制度となっていますが、このうち増加型について以下のような改正がありました。

増加試験研究費の額が比較試験研究費（前3期の平均）の額の5%相当額を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費（前2期のうち多い額）の額を超える場合には、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した増加試験研究費の額に30%（増加試験研究費割合が30%未満の場合は、その増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額が税額控除できるようになりました。なお、増加試験研究費割合とは、増加試験研究費の額を比較試験研究費の額で割った金額をいいます。

上記の改正は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

以上